

令和8年度「起業・複業等人材育成事業」業務委託仕様書

第1 目的

県内経済の持続的な成長を図るために、新たな雇用や売上を生み出す起業や新事業を継続的に創出していくことが不可欠である。

これまで県内において、起業家の発掘や各種支援に取り組んできた結果、起業や複業等を志望する人材の裾野は着実に広がりつつある。一方で、人口や経済規模の制約等により、実際に起業や複業として事業に挑戦し、継続的に売上を創出している事例は限定的であり、今後は、起業や複業の実践を通じて、新事業や売上の創出につなげていく取組が求められている。

このため、本事業では、起業や複業等に挑戦したい人材の掘り起こしを行うとともに、起業や複業等志望者を対象とした各種プログラムを実施し、起業や複業等に挑戦しやすい環境を整備することで、継続的に売上を創出する段階までを重点的に支援する。

あわせて、起業家や複業人材、県内企業、教育機関等の多様な主体が連携するコミュニティの形成を促進し、起業・複業を起点とした持続的な事業創出を実現する地域エコシステムの確立を目指す。

第2 応募要件

応募者は、「第3 業務委託の内容 2 複業実践支援」を実施するため、(1) 又は (2) のいずれかの要件を満たす者であること。

(1) 佐賀県プロフェッショナル人材戦略拠点が規定する登録民間人材ビジネス事業者としての登録を見込める者。

(2) 応募者が(1)の要件を満たさない場合は、「第3 業務委託の内容 2 複業実践支援」に係る業務について、(1)の要件を満たす者に再委託すること。

なお、「登録民間人材ビジネス事業者」の詳細は、添付の募集案内及び登録要領による。

第3 業務委託の内容

1 講座やイベント等の実施

次の(1)～(7)に掲げる要件を満たすこと。

(1) 講座

① 県内各地での体験会

受講生の集客及び県内全域での起業・複業等志望者の掘り起こしを目的とし、8月までに「第3 業務委託の内容 1 講座やイベント等の実施 (1) 講座 (2) 講座・メンタリング ア 共通講座」に相当する内容の講座体験会を県内各地で3回以上実施すること。

② 講座・メンタリング

次の「ア」及び「イ」の取組を合計12回以上実施すること。

ア 共通講座

起業・複業等志望者を対象として、起業・複業等に必要な基礎知識やマインドセットの習得を目的としたセミナー等を実施すること。

イ 本講座

受講生を「複業」「起業（スマールビジネス）」「起業（スタートアップ）」等の志向や目的に応じてコース分けし、連続性を持たせたセミナー等を実施すること。複数回の実施を通じて段階的に学びを深める構成とし、受講生による複業の実践、ビジネスプランの具体化及び売上の創出を支援する内容とすること。

また、起業（スタートアップ）志望者については、知識のインプットにとどまらず、壁打ちやメンタリング等を通じて、自身のビジネスプランを磨き上げる機会を十分に提供すること。

③ 対象者

現に県内に在住又は就業している者、若しくは県内での起業・複業又は県内への移住を予定している者。

④ KPI

ア 複業に関する講座やイベントへの参加者の中から、企業の案件等に挑戦する人材を10名以上輩出すること。

イ 起業に関する講座やイベントへの参加者の中から、令和9年度に実施予定の RYO-FU BASE 主催の起業家向け伴走支援プログラムの対象候補となる人材を5名以上輩出すること。

（2）企業向け普及啓発

県内企業における複業人材の活用促進を目的としたセミナー等の取組を2回以上実施すること。

（3）コミュニティ形成

① 交流イベント

県内企業や起業家・フリーランサー等との交流や起業・複業等志望者によるコミュニティ形成を通じて、自身のビジネスモデルに対する深堀等に繋がる取組を実施すること。事業開始時にはキックオフイベントを開催し、本事業の趣旨説明及び参加者間の関係構築を図ること。加えて、キックオフイベントとは別に、セミナーやイベント等の参加者同士が気軽に交流できる場を2回以上開催・提供すること。

また、コーディネーターとして参加者同士の繋ぎ合わせやチーム形成に必要な人材や機関との引き合わせを行うとともに、これらに関する相談等に応じること。なお、実施に当たっては、以下の内容を盛り込むこと。

- ・ 主に県内企業を対象にサポート企業を募り、受講者等との接点構築を促すこと。
- ・ 第一線で活躍する起業家・フリーランサー等との交流やビジネスモデルを紹介する場を定期的に設定すること。
- ・ イベントのうち1回以上は起業家等の著名な人物をゲストとして招待すること。また、

招待の確実性が高いゲスト候補について、提案書に記載すること。

② オンラインコミュニケーションツールの活用

セミナーやイベント等に参加した者を対象に、オンラインコミュニケーションツールを用いたコミュニティを設けること。このコミュニティにおいては、RYO-FU BASE からの情報提供、コミュニティ参加者同士のつながり作りや情報交換ができるものとなるよう工夫すること。なお、このコミュニティは、RYO-FU BASE の協力を得ながら設置・運営することとし、事業終了後は RYO-FU BASE に引き継ぐこと。

(4) アイデアソンの実施

県内企業との連携促進を目的として、県内の地域や企業の課題等を題材としたフィールドワークやアイデアソン等を2回以上実施すること。

(5) 参加者の募集及び選定

参加者の募集及び選定方法は、受託者の任意とするため、提案書に具体的に記載すること。

なお、迷惑行為等によりセミナーやイベント等の開催に支障があると認められる受講希望者については、RYO-FU BASE との協議の上、受講を拒むことができる。

(6) 受講生のサポート

委託期間中は、(1)～(4)のセミナーやイベント等に参加した者からの質問対応等のサポートを行うこと。

対応可能なサポートの範囲については、提案書に具体的に記載すること。

(7) 実施方法等

① セミナーやイベント等の講師は、地域人材の活用も検討すること。

② セミナーやイベント等は、県内に所在するいずれかの会場でのオフライン開催、WEB会議システムを用いたオンライン開催など、参加者にとって最適な開催方法で実施すること。

③ セミナーやイベント等の開催場所については、特定の市町等に偏らないよう配慮し開催すること。

2 複業実践支援

座学にとどまらず、複業志望者が自身のスキルを活用する実践の場に挑戦できる取組を実施すること。

また、県内企業による県内複業人材の活用を促進するため、佐賀県プロフェッショナル人材拠点と連携し、佐賀県プロフェッショナル人材拠点からの依頼があった場合には、県内企業と本事業の複業実践者とのマッチング支援に取り組むこと。

3 各種広報について

(1) ホームページの作成

セミナーやイベント等の内容、募集内容、応募フォーム等をホームページに盛り込むこと。

(2) SNSの活用

広報の手段としてSNSを活用し、講座開始後も本事業の取組を定期的に発信すること。

4 他機関等との連携

(1) 県内企業等

複業人材等の活用に意欲的な県内企業等にも幅広く参加を促し、参加者と県内企業との接点構築、協業機会の提供に努めること。

(2) 他教育機関・関連機関等

県内の商工団体、金融機関、佐賀県産業スマート化センター、スタートアップ関連機関、DI SCHOOL SEIRENKATA をはじめとする学生向けデジタル人材育成プログラムや県内の高校・大学等と十分な連携を図り、各機関が有する機能や施設の効果的な活用及びに本事業における成果の最大化に努めること。特に、佐賀大学コスメティックサイエンス学環、西九州大学デジタル社会創学環など県内教育機関とは密に連携を図り、アントレプレナーシップの醸成及び学生の本事業への参画促進に努めること。

第4 事業の実施に係る留意事項

1 セミナーやイベントの実施について

参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナーやイベントの運営に必要となる業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の運営及び撤去、当日の開催記録等については、すべて受託者の責任において行うこと。

2 守秘義務について

受託者は、本事業に従事する講師等に対し、守秘義務や個人情報保護法（平成15年法律57号）等を遵守させるとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。

3 RYO-FU BASE の他事業との連携

事業の実施にあたっては RYO-FU BASE が行う他の起業・創業支援事業の内容や狙いを十分に理解し、他の事業の受託者等と連携を図ることによって円滑に当事業を運営するとともに、相乗効果を生み出すよう努めること。特に、RYO-FU BASE 主催のビジネスコンテストの運営に協力し、本事業に参加した起業・複業志望者が、ビジネスコンテストに挑戦するよう後押しすること。

第5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

第6 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

第7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては RYO-FU BASE と十分に協議し、RYO-FU BASE の了承を得て行うこととし、受託者は、事業の実施状況について適宜 RYO-FU BASE に報告すること。
- (3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）等の知的財産権は、RYO-FU BASE 及び受託者の共有（持分均等）とし、いずれの当事者もその行使について相手方への合意を得たものとして支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。また、受託者は、発注者のかかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

なお、業務の統括及び講座の企画・運営に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (8) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、RYO-FU BASE と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遗漏の無いようにすること。
- (9) 本事業の実施にあたり、講座受講者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (10) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら、受講者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。